

国立市都市計画マスタープラン改訂業務
支援委託プロポーザル

仕様書

令和6年8月

国立市

国立市都市計画マスタープラン改訂業務支援委託 仕様書

1 業務名

国立市都市計画マスタープラン改訂業務支援委託

2 業務目的

本業務は、平成15年2月に策定され、平成23年2月、平成30年6月に改訂した国立市都市計画マスタープラン（以下「現行都市マス」）について改訂を実施するにあたり、評価組織を検討し、定量的な指標の導入を含んだ市民参加による評価により、現行都市マスの検証及び必要な見直しを行うための業務支援を委託する。

3 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月10日まで

4 対象区域

本業務の対象区域は、国立市全域とする。

5 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令に基づき、国立市基本構想及び各種計画を踏まえた上で実施するものとする。

6 計画書等の提出

受注者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後速やかに着手届、工程表、現場代理人届、その他国立市（以下「発注者」という。）の指示する書類を提出する。

7 秘密保持

受注者は、本業務において知り得た情報又は資料を外部に漏らしてはならない。

8 資料貸与及び返還

発注者は、本業務に必要な資料等を受注者に貸与する。受注者は、発注者から貸与のあった資料等について、その重要性を認識し、破損、紛失等の事故のないように取り扱うものとし、業務終了後に速やかに返却するものとする。

9 検査

受注者は、本業務の遂行にあたり、作業の進捗状況を発注者に報告するとともに、発注者の申し出により随時検査を受けなければならない。

10 成果品の帰属

本業務の成果品は、すべて市の帰属とし、受注者は、市の許可無く成果品を公表、又は貸与してはなら

ない。

1 1 業務内容

令和6年度

- (1) 本改訂作業の基本的な進め方の検討
令和6年度から8年度の3か年で改訂するにあたり、現行都市マスの見直しの手法及び市民参加プログラムを含めた現行都市マスの見直しの方法について検討する。
- (2) 上位・関連計画の整理及び記載内容の照合
上位計画における国立市の位置づけや、近年の社会情勢を踏まえ、広域的要請課題を把握する。また、現行都市マスの分野別まちづくりの方針と上位・関連計画に示される施策の方向性とを照らし合わせ、現行都市マスの記載内容の過不足について分析を行う。なお、関連計画については、周辺都市との調和や連続性に配慮し、基礎的事項について整理を行う。
- (3) 都市計画に関連する関係法規の把握及び整理
現行都市マスの策定以降に改正された各種関連法規について、現行都市マスとの関連性について整理を行うとともに、それぞれの法規の改正目的や改正内容の整理を行う。
- (4) 既往調査資料等を基にした現行都市マス策定時からの経年変化の整理
改訂にあたっての基礎条件として、都市計画基礎調査、土地利用現況調査の結果、各種統計資料及び文献等を基に、自然的条件、歴史的条件、人口関連、土地建物関連、経済関連、都市基盤関連及びまちづくり活動状況などについて調査を行う。
- (5) 本改訂に向けた課題点の整理
上記の(2)～(4)の一連の調査を踏まえて整理を行う。
- (6) 庁内検討組織の運営支援(2回程の実施を想定)
本改訂にあたり開催する庁内検討会等に必要となる資料作成・印刷、会議録の作成を行う。
- (7) 打合せ協議
打合せ協議は、必要に応じて行うものとする。なお、打合せ時の内容は記録し、発注者に提出する。

令和7年度

- (1) 現行都市マスの達成状況の把握
前年度に検討した手法により、現行都市マスの施策や都市計画関連事業の実施状況について把握する。
- (2) 市民等の意向の把握
前年度に検討した手法により、現状のまちづくりに対する課題や将来のまちづくりに対する意向を把握する。
- (3) 現行都市マスの見直しの視点の整理
(1)、(2)を踏まえて、本改訂に向けて得られた課題点を考慮に入れ、見直しの視点について整理を行う。
- (4) 本改訂素案の作成(データによる作成。製本は含まない。)
以下の結果を適宜反映し、現行都市マスにおける実現のための方策を再検討し、本改訂素案を作成する。
 - ① 主要課題の整理
現行都市マスにおける分野別の現状及び今後のまちづくりに関する課題を整理する。主要課題については、土地利用や都市施設に関連する分野別の課題を整理する。
 - ② 本改訂方針の検討
(1)～(4)①の結果を踏まえ、全体構想、分野別構想、地域別構想及び実現化方策の本改訂方針について検討する。本改訂方針の検討については、分野別構想における分野区分の妥当性、地域別構想における地域区分の再編の必要性、実現化方策において記載すべき事項などについて検討する。
 - ③ 全体構想、分野別構想の検討
「主要課題の整理」、「本改訂方針の検討」及び「市民等の意向の把握」結果を適宜反映し、本改訂の全体構想・分野別構想の方針・施策について、実効性・有効性を担保し、内容を充足させる。
- (5) 庁内・市民検討組織の運営支援(15回程の実施を想定)
本改訂にあたり開催する庁内検討会等に必要となる資料作成・印刷、会議録の作成を行う。
- (6) 打合せ協議
打合せ協議は、必要に応じて行うものとする。なお、打合せ時の内容は記録し、発注者に提出する。

令和8年度

- (1) 本改訂素案に対する意見募集
市民に対する本改訂素案の周知と意見収集を行うため、意見募集の方法の提案、その実施に向けた支援及び公表のための資料作成支援を行う。
- (2) 改定案の市民周知
本改訂案の内容を市民向けに見やすく、かつ、わかりやすい説明資料を作成するとともに、幅広く周知できるような方法を企画提案し、実施に向けた必要な支援を行う。
- (3) 本改訂案の作成（データによる作成。製本は含まない。）
本改訂素案に対する各種手続きにより出された意見のとりまとめ、意見の反映方針について整理し、これに基づいて本改訂案を作成する。なお、全体の構成に関しては、視覚的なわかりやすさに配慮しつつオリジナリティのあるデザインとすること。また、都市計画審議会等に必要な資料作成、会議録の作成等の支援を行う。
- (4) 改訂都市マス概要版の作成（データによる作成。製本は含まない。）
概要版を作成する趣旨を鑑み、改訂都市マスの内容を踏まえたうえで、より手に取ってもらいやすくなるような構成及びデザインとした概要版の作成をする。
- (5) 将来都市像共有にむけたプロモーション実施支援
市民と共同してより良いまちづくりを推進していくために、市と市民が共通の目標となる将来都市像を共有するためのプロモーション方法を企画提案し、実施に必要な支援を行う。
- (6) 庁内外検討組織の運営支援（8回程度の実施を想定）
本改訂にあたり開催する庁内検討会等に必要となる資料作成・印刷、会議録の作成を行う。
- (7) 打合せ協議
打合せ協議は、必要に応じて行うものとする。なお、打合せ時の内容は記録し、発注者に提出する。

12 成果品

令和6年度

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 都市計画マスタープラン改訂報告書（R6） | 1式（2部） |
| (2) 各種会議議事録 | 1式（2部） |
| (3) 上記報告書の電子データ | 1式 |
| (4) その他、市職員が指示する資料 | 1式（2部） |

令和7年度

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 都市計画マスタープラン改訂報告書（R7） | 1式（2部） |
| (2) 各種会議議事録 | 1式（2部） |
| (3) 上記報告書の電子データ | 1式 |
| (4) その他、市職員が指示する資料 | 1式（2部） |

令和8年度

- | | |
|--|--------|
| (1) 都市計画マスタープラン改訂報告書（R8） | 1式（2部） |
| (2) 各種会議議事録 | 1式（2部） |
| (3) 上記報告書の電子データ | 1式 |
| (4) 都市計画マスタープラン本編
印刷データ（PDF及び修正可能な電子データ） | 1式 |
| (5) 都市計画マスタープラン概要版
印刷データ（PDF及び修正可能な電子データ） | 1式 |
| (6) その他、市職員が指示する資料 | 1式（2部） |

- * 作成した各種資料等は本市に提出するとともに、整理・保存し、適宜提出するものとする。
- * 成果品は、特に指定があるものを除き、Microsoft Office Word 若しくはExcel で閲覧できる電子データファイルを提出すること。